産業振興機械等の取得等に係る確認申請書

【参考様式】

（□個人：租税特別措置法施行令第　６条の３第１３項該当）

（□法人：租税特別措置法施行令第２８条の９第１４項該当）

令和　　年　　月　　日

　隠岐の島町長　様

住所又は所在地

法人名

氏名又は代表者

電話番号　　　　　　　（　　　）

　下記のとおり取得等を行った設備が、隠岐の島町における過疎地域持続的発展計画の産業振興促進事項に適合するものである旨、確認願いたく申請します。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請者 | 住所又は所在地 |  |
| 法人名  氏名又は代表者 |  |
| 業種  （当てはまるものに〇） | 製　造　業　　　・　　　旅　館　業  農林水産物等販売業　・　情報サービス業等 |
| 資本金又は  出資金の額 |  |
| 取得等をした産業振興設備　　　　　※ |  | |
| 産業振興機械等を取得等した場所 |  | |
| 取得価額※ |  | |
| 取得等をした日※ |  | |
| 事業の用に供した日※ |  | |
| 導入経緯・目的 |  | |
| 雇用の状況 |  | |

※　設備等が複数ある場合には別に一覧表を添付してください。

----------------------------------------------------------------------------------------------------------------

確認書

上記の記載内容を確認し、

１．申請者の事業が、「隠岐の島町過疎地域持続的発展計画の産業振興促進事項」に記載された業種に属するもの

２．申請者の産業振興設備の取得等が、隠岐の島町の産業の振興に寄与するものであり

「隠岐の島町過疎地域持続的発展計画の産業振興促進事項」に即したものであることを確認した。

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 隠岐の島町長　池田　高世偉

**【手続き方法】**

　租税特別措置（割増償却）を活用される場合は、税務申告時に隠岐の島町が定める「隠岐の島町過疎地域持続的発展計画の産業振興促進事項」に適合する設備投資であることの確認書を添付する必要があります。

　確認書の交付については、「産業振興機械等の取得等に係る確認申請書」に、申請書の記載内容の確認ができる資料を添えて、税務申告の1ヶ月前までに隠岐の島町役場地域振興課まで申請してください。

**【提出書類】**

　〇「産業振興機械等の取得等に係る確認申請書」

　〇設備の取得等をした場所、時期を確認できるもの（地図、写真、納品書など）

　〇業種及び資本金が確認できるもの（会社・法人の登記事項証明書など写し）

　〇設備の取得価格が確認できる領収書等の写し

【**手続きの流れ】**

**＜国税の割増償却＞**

（１）【事業者】　設備投資を実施

　　　　　　　　　＊取得等をした機械及び建物が、割増償却の対象になるかどうかは、最寄りの税務署でご確認ください。

　　　　　　　　　　　　　　↓

　　（２）【事業者】　「産業振興機械等の取得等に係る確認申請書」により市町村へ申請

　　　　　　　　　　　　　　↓

　　（３）【市町村】　①当該設備投資が本税制の対象となるか。

　　　　　　　　　 ②隠岐の島町過疎地域持続的発展計画の産業振興促進事項に適合

する設備投資かを確認し、「確認書」を事業者に交付する。

　　　　　　　　　　　　　　↓

　　（４）【事業者】　交付された「確認書」を添付して、税務署で確定申告

**＜地方税の軽減＞**

　　国税の割増償却の対象となる対象業者は、地方税（事業税、不動産取得税、固定資産税）の軽減が受けられる場合がありますので、詳しくは各担当までお問合せください。

事業税　　　：東部県民センター　法人課税課

不動産取得税：東部県民センター　不動産課税課

固定資産税　：隠岐の島町役場　税務課固定資産係